

愛知県障害福祉サービス確保対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要である。

愛知県障害福祉サービス確保対策事業費補助金は、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合等において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供出来るよう予算の範囲内において支援を行うものであり、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者等)

第2条 補助の対象となる施設・事業者は、以下の要件を満たす者とする。

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）」（令和3年12月22日障発第1222第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙）（以下、「実施要綱」という。）3（1）アに規定された施設・事業所

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

実施要綱3（2）アに規定された施設・事業所

(3) (1)、(2)のいずれかの要件を満たすとともに、愛知県内に所在する事業所・施設であること。ただし、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市に所在する施設・事業所を除く。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が実施した次の事業とする。

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

実施要綱3（1）イに規定された事業

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

実施要綱3（2）イに規定された事業

(補助対象経費)

第4条 この補助金は、補助事業の実施に必要な経費のうち、以下に該当する経費であって、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して交付する。

- (1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業
令和3年4月1日以降に発生した実施要綱3（1）イに掲げる経費
- (2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業
令和3年4月1日以降に発生した実施要綱3（2）イに掲げる経費

（補助金の額）

第5条 この補助金の交付額は、施設・事業所等毎に前条に定める対象経費の実支出額と、次の各号の規定により算出した額のうち少ない方の額とする。

- (1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業
実施要綱3（1）イに掲げる額
- (2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業
実施要綱3（2）イに掲げる額

2 前項で規定する補助金額算出された交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1-1（及び様式1-2）又は様式2による補助金交付申請書を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 各事業計画の各事業区分の範囲を超えて補助金の配分を調整する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の

適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を愛知県に納付させることがある。

(7) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が 0 円の場合を含む。）には、様式 3 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を愛知県に返還しなければならない。

(9) 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（申請の取り下げ）

第 8 条 規則第 7 条に規定する申請取り下げ期日は、交付の決定を受理した日から 10 日を経過した日までとする。

（実績報告）

第 9 条 第 2 条に定める補助対象事業者の実績報告は、第 6 条に定める申請書をもって代えるものとする。

（補助金の交付）

第 10 条 この補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することがある。

(補助金の返還)

第 11 条 規則第 7 条に定める期間を経過する前に、施設・事業所を休止又は廃止し、老人福祉法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法の規定により、改善命令、事業の制限又は停止命令、認可の取消し、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部効力の停止を受けたときは、補助事業により取得した財産の残存価格の全部又は一部を県に納付させることがある。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 5 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 1 月 4 日から施行し、令和 3 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 2 月 2 8 日から施行し、令和 3 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 2 5 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。